

東アジアの米中のミサイル配備競争において
日本の取組が及ぼす影響に関する一考察

三輪 佳伯

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 ゲーム理論に基づく推論と本論考への適用・・・・・・・・	3
1.1 戦略的安定性が戦域レベルに及ぼす作用	
1.2 フィアロンの合理的戦争論と本論考における分析への適用	
1.3 検討に際しての前提等	
第2節 ミサイル配備がもたらす影響に関する事例研究・・・・・・・・	7
2.1 事例① キューバ危機	
2.2 事例② ユーロ・ミサイル危機	
2.3 事例研究の総括	
第3節 ミサイル配備競争において日本の取組が及ぼす影響・・	14
3.1 米中間の戦略的安定性の形成に係る状況	
3.2 米中のミサイル配備に係る動向と日本の取組	
3.3 米中のミサイル戦力に係る分析と日本の取組が及ぼす影響	
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

はじめに

米国は2019年のロシアとのINF全廃条約（Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty）の失効以降、地上発射型中距離ミサイルの開発及びインド太平洋地域への配備に向けた動きを推進している。本条約の破棄は米ロ間の条約遵守に関する問題だけではなく、条約の規制の対象外にある中国の中距離ミサイルが米国にとって脅威となってきたことも影響をもたらしたとされる¹。

また、2021年1月、バイデン政権は中国との戦略的安定性に関する協議を進めることに合意した旨を発表するとともに、2022年の核態勢見直し(NPR)において中国との戦略的安定性について、前回の民主党政権が発出した2010年のNPR以来改めて言及した²。今後、米国は地域に対して核の傘を提供しつつ、中国との戦略的安定性の構築に向けた道を模索するとともに、その下位のレベルにおいて同盟国と協力した戦域内への中距離ミサイル配備等により、中国のA2/ADに対抗するための拒否的抑止態勢を目指していくことが予期される。

このような中、日本は2022年12月の戦略三文書の策定に伴い、所謂「反撃能力」として相手の領域において有効な反撃を加えることを可能とするスタンド・オフ防衛能力を自衛隊が保持することを明記した。

ただ、これまで日本における反撃能力、或いはそれ以前の敵基地攻撃能力に係る公の議論は、主にBMDの文脈において語られてきた。一方、中距離ミサイルの分野においては、現在は中国がアドバンテージを有しているともみられる³中、日本が整備していくスタンド・オフ防衛能力⁴は日米同盟に基づき今後米国との間でより緊密な連携を求められることとなろう。

この際、戦略的安定性は中国との相互脆弱性の受認を意味し、その形成は戦略よりも下位のレベルにおいて「安定－不安定のパラドックス」といった状況を生起させ得るとも言われている。このため、日本の当局者はこれまで米国による中国との戦略的安定性の認定に懸念を示してきたとされる⁵。

また、湾岸戦争時のスカッドハントの限定的効果等において言及される⁶ように、地上発射型ミサイルはその残存性の高さから同じ手段をもってその能力の発揮を相殺することは難しく、それぞれの目標には非対称性が生ずるとみられている⁷。このような相互抑止の態勢は、戦略的安定性の下位のレベルにおいても双方に対する一定の脆弱

¹ 森本敏「ポスト INF 時代の安全保障」『新たなミサイル軍拡競争と日本の防衛 INF 条約後の安全保障』並木書房、2020 年、29-30 頁。

² U.S Department of Defense, *Nuclear Posture Review*, Oct. 2022.

³ 高橋杉雄「ポスト INF 時代の抑止戦略」『新たなミサイル軍拡競争と日本の防衛』89 頁。

⁴ 日本のスタンド・オフ防衛能力について「スタンド・オフ」の明確な定義付けがされていないものの、本論においては、射程約 500～5500 km の地上発射型中距離ミサイルを主対象とする。

⁵ 梅本哲也『米中戦略関係』千倉書房、2022 年、217-218 頁。

⁶ 高橋杉雄「専守防衛下の敵基地攻撃能力をめぐる一弾道ミサイル脅威への 1 つの対応」『防衛研究所紀要』第 8 巻第 1 号、防衛研究所、2005 年 10 月、110-115 頁。また、栗田真宏「長距離打撃能力による「敵基地攻撃」構想－米国と韓国の事例から－」『レファレンス』第 40 巻第 1 号、2013 年 9 月、98 頁においては、北朝鮮のミサイル発射の懸念の中、米韓が監視体制を引き上げたにもかかわらず、7～8 程度の発射台を見つけることが困難であったことを述べている。

⁷ 高橋「ポスト INF 時代の抑止戦略」84 頁。

性の受認を伴いエスカレーションのリスクを払拭することは難しい。あわせて中国はミサイルの使用にあたってエスカレーションを管理する自らの能力に過度に楽観的であるととともに、自らの意図を超えて事態がエスカレーションすることに無自覚であるとの指摘もある⁸。更には日本の反撃能力の保持という政策決定に対するリスクについても言及がみられるようになっている⁹。

米中双方の戦域内のミサイル配備競争が激しさを増す中において、各国がゲームチェンジャー技術として開発を進める極超音速ミサイルは迎撃に困難を伴い、今後AIといった先進技術の導入により更に迅速な意思決定が求められるようになれば、このような懸念はより一層高まることとなろう。また、日本周辺の国境の多くが海洋で隔てられる環境において、中国のA2/ADに対して日米が同様にミサイル配備等によって領域拒否の態勢を構築することにより、周辺海域が「海上において双方が行動の自由を有しない (maritime no-man's land)」状況を呈することになれば¹⁰、いずれかのミサイル配備に関連した活動が危機や紛争の端緒となる可能性も否定できない。

これらの状況を踏まえ、本論考は「米中の戦略的安定性が形成される中において日本が今後地域内に配備していく地上発射型中距離ミサイルが如何なる作用を及ぼすのか」を問いとして考察を行う。

この際、ザガレ (Frank C. Zagare) らはゲーム理論を通じて戦略レベルにおいて双方の脅威が信憑性 (credibility) を有する環境下において現状維持を保つためには、その下位の戦域レベルにおいても信憑性ある脅威を保持することの必要性を明らかにしている。また、フィアロン (James D. Fearon) は勢力均衡が変化する状況において双方の信憑性が失われることをコミットメント問題としてモデル化し、紛争等の原因の一つに挙げている。

このため、本論考においてはザガレの理論を踏まえつつ、フィアロンのモデルを活用し、「ミサイル配備によるある国の期待する分配点の拡大に対して脅威を受けた側のコストが低下する場合に危機や紛争に発展し得る一方、コストが上昇する場合はそのような事態には至らない。」ことについて、事例研究を通じて明らかにする。その上で「米中間の戦略的安定性が形成されつつある中、両国のミサイル配備競争が地域の緊張を高める状況において、我が国の地上発射型ミサイル配備が紛争等の発生を抑制する方向に作用し得る。」ことを述べる。

第1節において、ザガレとフィアロンの理論について、本論考への適用に向けた考え方や分析の前提等を整理した上で、第2節においてミサイル配備等がもたらす危機や紛争に及ぼす影響についてキューバ危機、ユーロ・ミサイル危機の事例研究を行う。第3節においては事例研究の結果に基づき、米中を主体とするミサイル配備の動向を踏まえつつ、日本の取組が及ぼす影響について考察する。

⁸ Toshi Yoshihara, "CHINESE MISSILE STRATEGY AND THE US NAVAL PRESENCE IN JAPAN the Operational View from Beijing," *Naval War College Review* 63.3, 2010, pp. 54-57.

⁹ 栗崎周平「敵基地攻撃の可能性と限界。エスカレーション・リスクを論ず。」『太論-TARON Vol.3』国防情報センター、54-57頁。栗崎は時間的圧力、誤認及び核・非核両用アセットへの攻撃に起因するエスカレーション・リスクを指摘している。

¹⁰ 後潟桂太郎『海洋戦略論 大国は海でどのように戦うか』勁草書房、2019年、48頁。

第1節 ゲーム理論に基づく推論と本論考への適用

双方のミサイル配備等により相互抑止態勢が構築される或いはエスカレーションが生起するという状況は、自己の行動が他者の行動に影響を与え、逆に他者の行動が自己の行動に影響を与えるという戦略的相互作用から生じ、これまでゲーム理論はその分析手法の一つとして用いられてきた。

この際、ザガレは非対称エスカレーションゲームを用いて戦略的安定性とその下位の戦域レベルの階層の関係性を明らかにしており、現在の米中の戦略的安定性の形成に伴う枠組を提供し得る。また、フィアロンは交渉モデルを用いて分配点とコストの関係から合理的な国家間においても紛争等が生起し得る原因を明らかにしており、そのメカニズムはミサイル配備に伴う戦略的相互作用との類似性を有する。

上記を踏まえ、本節においては、ザガレとフィアロンの理論について本論考における事例研究や分析に向けた前提事項等を整理する。

1.1 戦略的安定性が戦域レベルに及ぼす作用

ザガレらはエスカレーションのダイナミズムについて考察し、エスカレーションラダーの階層が異なる脅威の関係性を明らかにした。その結果、双方が上位の階層（第2レベル）に信憑性のある脅威を有する状況（図1右表下線強調部）において現状維持（すなわち相互の抑止態勢）を保つためには、その下位の階層（第1レベル）においても信憑性のある脅威を保持しなければならないこと、また、当該脅威の欠落が安定—不安定のパラドックスの要因となり得ることを指摘した。

		被挑戦者		
		C	D	E
挑戦者	C	現状維持	挑戦者譲歩	
	D	被挑戦者譲歩	紛争(限定)	被挑戦者エスカレート
	E		挑戦者勝利	紛争(全面)
凡例：		挑戦者 C=協力 D=要求 E=エスカレート	被挑戦者 C=譲歩 D=拒否 E=エスカレート	

Fig.6.5 非対称エスカレーションゲーム帰結配列

No	挑戦者の 信憑性 (第2レベル)	被挑戦者の 信憑性 (第1レベル)	被挑戦者の 信憑性 (第2レベル)	部分ゲーム 完全均衡結果
1	○	○	○	現状維持
2	○	○	×	被挑戦者譲歩
3	×	○	○	現状維持
4	×	○	×	現状維持
5	○	×	×	被挑戦者譲歩
6	○	×	○	被挑戦者譲歩
7	×	×	×	現状維持
8	×	×	○	現状維持

凡例（信憑性）：○=あり ×=なし

Table 6.2 非対称エスカレーションゲーム部分ゲーム完全均衡結果

図1 非対称エスカレーションゲーム¹¹

この二段の階層を戦略、戦域に区分して考察した場合、戦略において双方ともに残存可能な核による第二撃能力を持つことでいずれも第一撃を敢行するインセンティブを有しないという戦略的安定性が形成された環境は、ザガレのエスカレーションゲームにおいて上位の階層の脅威が双方ともに信憑性を有する態勢が構築された状況と見なすことができる。このような状況下、安定的な環境（現状維持）を確保するためには戦域（第1レベル）においても相手に対して信憑性ある脅威を保持することが求められる。

¹¹ Frank C. Zagare, D. Marc Kilgour, *Perfect Deterrence*, Cambridge University Press, 2000, pp. 183-196. 該当箇所の議論を基に筆者が翻訳・追記。

これらを踏まえ、本論考においては、戦略的安定性の形成に伴い下位の戦域レベルに同様の作用が働くものとして事例研究や分析を行う。

ただ、戦略的安定性については核による有意な相互の第二撃能力という如何なる利益やコストも正当化し得ない一方、戦域における抑止態勢は相互の認識に依存する部分も大きく可変的である。この際、A 国の「(B 国に対する) 脅威に信憑性がある」という状態は(理論上、) B 国に挑戦を受けた際に A が B の勝利 (B に対する譲歩) よりも B との紛争を望む関係としている¹²。このことから B 国についても同様の状態が成立する場合、両国は現状維持へ帰結する。一方、逆の (B 国が A 国への譲歩を望む) 関係の場合、A 国が B 国に対して挑戦するインセンティブを有することとなる。

1.2 フィアロンの合理的戦争論と本論考における分析への適用

フィアロンは合理的に戦争が生起する状況を定式化し、その理由の一つにコミットメント問題を挙げている。コミットメント問題とは当事者間において相手の約束を信用できなくなることにより生起する問題をいう。フィアロンは、関係国間の勢力均衡が変動を伴う(或いはそのことが予期される)場合、現状の相手との関係性が信頼を失い、それが交渉可能範囲の狭まり或いは消失につながることで双方が合理的な国家の間においても紛争或いは武力衝突(以下「紛争等」という。)が生起し得ることを指摘¹³し、その交渉モデルを提示した。

一例としてある単一の財(その大きさを「1」に正規化する。)を巡り A 国と B 国という 2 つの国の間で紛争等が発生した場合、両国の国力の勢力比等から A 側が p というシェアを得ることができる(或いは期待される)とすると、B 国側のシェアは $1 - p$ となる。この際、両国の戦争によって生じるコストがそれぞれ c_A と c_B と見積もられる時、合理的な国家間においては、 $[p - c_A, p + c_B]$ の範囲は双方が、紛争等を遂行するよりも大きな利益を得られるため、交渉可能とされる。このため、紛争等の生起する前にこの範囲で利益

を分割することに合意出来れば紛争等は回避される。一方、いずれかがこの範囲を外れる要求を行う場合、合意に至ることは出来ずに紛争等が生起することとなる。(図 2)

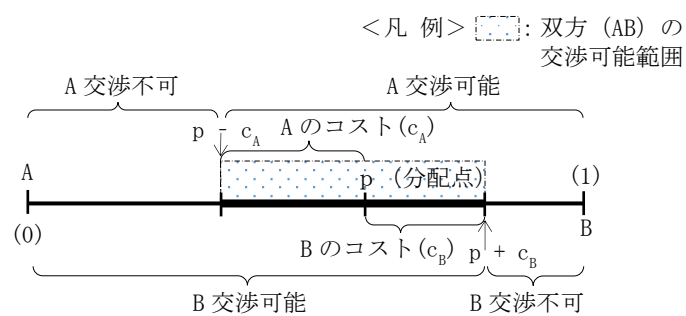


図 2 フィアロンの交渉モデル(その①)¹⁴

また、フィアロンのモデルは、図 1 の分配点 (p) から将来の両国の勢力差に変化が予想される等により、双方の「期待する分配点」にギャップが生起する場合 ($p_A > p > p_B$) の分析も可能である。この際、双方が交渉可能な範囲 $[p_A - c_A, p_B + c_B]$ は図 2 の例に比して狭まるのみならず、ある国が期待する分配点に相手側が許容できな

¹² Frank C. Zagare, D. Marc Kilgour, *Perfect Deterrence*, Cambridge University Press, 2000, pp. 66-70.

¹³ James D. Fearon, "Rationalist Explanations for War," *International Organization*, 49(3), 1995, pp. 401-410.

¹⁴ 多湖敦『戦争とは何か 国際政治学の挑戦』中公新書、2020 年、49 頁(筆者一部修正・追記)。

い（交渉不可の）範囲が生じ、紛争等がより生じ易い状況となる。（図3 i）

このギャップは双方の期待に更に差が生じる、或いはお互いのコストの低下に伴いより大きくなり、最悪の場合は、両国の間に交渉可能範囲が消失する場合（図3 ii）があることが示される。

この際、いずれかの期待する分配点が相手の交渉不可な領域に入るのは、 $p_A - c_A > 1 - p_B$ 或いは $p_A > 1 - (p_B + c_B)$ からとなる。このような状況が p_B の拡大から生ずる場合、B 国の期待する分配点が A 国が B 国との紛争を望む範囲へ踏み込んだ状況を意味し、ザガレの理論において A 国の脅威に信憑性が失われた状況に相当する。 p_A の増大から生ずる場合も同様の理解（B 国の脅威の信憑性が失われた状況）となる。

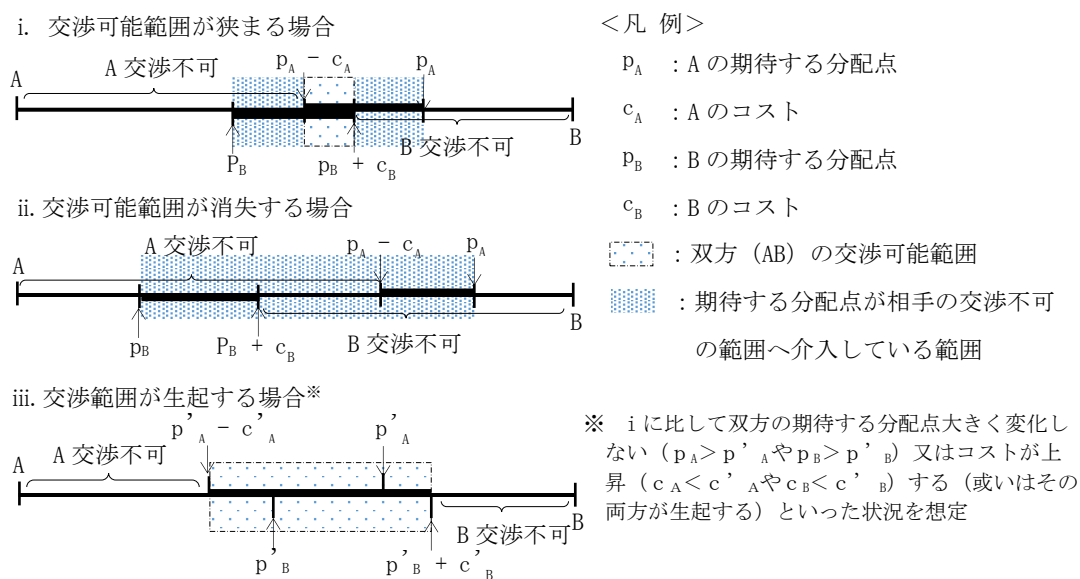


図3 フィアロンの交渉モデル（その②）

また、フィアロン自身は紛争等の発生原因を説明することを主体としており、合理的戦争論において言及はしていないものの、この交渉モデルからは期待する分配点のギャップが生ずる場合においても、その変化がそれほど大きくない場合或いはお互いのコストがそれ以上に増加する場合、新たに双方が交渉可能 [$p'_A - c'_A$, $p'_B + c'_B$] となる状況も生じ得る（図3 iii）。これらのことから双方の勢力に応ずる「期待する分配点」のギャップとその際の「コスト」が、紛争等の原因となると同時にその解消にも作用し得ることが示唆される。

この際、中距離ミサイル戦力の残存性の高さから生ずる目標の非対称性とは、プラットフォームを相手の領域内に推進することなく敵を打撃でき、自らは被害を受けることなく一方的にコストを強要し得る。したがって、その特異性はシェリング

(Thomas C. Schelling) が述べた「痛めつける力」(power to hurt)としての性格を持つとも言える。また、シェリングは紛争等について、軍事力の争いというよりも駆け引きのプロセスとみなした¹⁵。このため、ミサイル配備等による両国間の駆け引きを交渉の形態の一つとして捉えてフィアロンのモデルを適用する場合、双方のミサイルの相殺が困難な状況からそれぞれの期待する分配点にギャップが生じ易くなるととも

¹⁵ トーマス・シェリング『軍備と影響力 核兵器と駆け引きの論理』勁草書房、2008年、11-18頁。

に、相手のコストとの関係が紛争等の発生に一定の作用を及ぼすことが予期される。このことを踏まえ、ミサイル配備等が関係国の「期待する分配点」と「コスト」に及ぼす影響に着目して事例研究や分析を行う。

1.3 検討に際しての前提等

本論考においては、他の多くのゲーム理論と同様に関係国を合理的行為者であるとの仮定に基づき分析を行う。このため、利益の最大化を追求するとともに、自身や双方の消滅につながるような破滅的な軍事力の使用は回避することを前提とする。

ただ、ゲーム理論はあくまで理論上の成立する一定の条件等を明確にすることに有効な一方、あくまで現実の世界を単純化したものであり、刻一刻と変化する戦略環境の前後関係を踏まえた流動的な状況を分析するには一定の限界が存在する。このため、事例研究においては図2、3の

モデルを活用しつつ、その前後関係を考察に含めるにあたり、特定の時点の「期待する分配点」や「コスト」を線分上に実線で示した上で、それ以前（過去）の状況を点線で示してその間を矢印で結び、前後の推移を把握することとする。（図4）

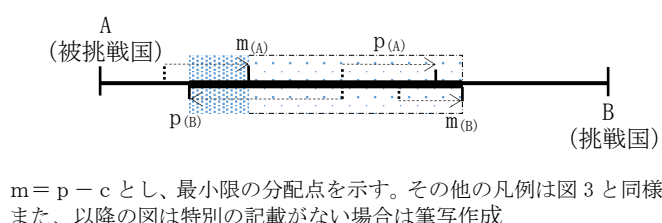


図4 検証モデル

また、いずれの国が挑戦国或いは被挑戦国であるかについて、それぞれの立場はあるものの、本論考においては便宜上、対象とした事例等においてミサイル配備を当初実施した側を「挑戦国」としてモデルの右側（図4 B国）、それに対応した側を「被挑戦国」として左側に記載する（図4 A国）。

この際、「期待する分配点」について国家間の勢力比等が反映される場合、通常その変化には単に軍事力にとどまらず、経済、外交、科学技術等の様々な要因の影響等が含まれるものの、本論考は現代における軍事力の使用のハードル自体が高く、かつ、我が国周辺の多くの国境が海洋で隔てられる環境において、ミサイル配備が海上において双方が行動の自由を有しない状況をもたらし得ることを念頭に、ミサイル戦力の強化に向けた活動が及ぼす影響に焦点を当てる。

また、「コスト」は、紛争等が及ぼし得る人的・物的な損害や機会損失に加え、争点の価値の変化による紛争等に対する国家の意志との関係も含めて考察する。つまり、争点の価値の高まることである国が紛争等を厭わない状況となる場合、コストが低下する（逆に回避する要因が働く場合はコストが増加する）こととなる¹⁶。このように、コストが意思決定者等の認識に基づくものであり、争点の価値の増減等に伴い変化し得る相対的かつ可変的なもの、いわば「知覚コスト」¹⁷とみなして事例研究を行う。

¹⁶ 澤田寛人「経済的相互依存と戦争—戦争の理論の整理と解説」『NIDS コメンタリー』第173号、防衛研究所、2021年、9-11頁。澤田は戦争のコストについて人的・物的要素、機会費用、政治指導者の争点の価値といった要素から成ること、また、人的・物的要素、機会費用が分子的要素、争点の価値の大小が分母的要素として作用することを述べる。

¹⁷ 「知覚コスト」はあくまで筆者の造語である。参考とした概念として、マーケティング等において

第2節 ミサイル配備がもたらす影響に関する事例研究

ミサイル配備が紛争等に及ぼす影響の事例研究に際し、日本を取り巻く安全保障環境を考慮した場合、

① 戦略レベルの核の存在

② その下位の戦域レベルにおける同盟国等へのミサイル配備

の2点がその特徴として挙げられる。

このため、本論考においては米ソ両国間の核の存在により、一定の恐怖の均衡(balance of terror)が成立する中、同盟国等の所在する戦域において危機が発生した事例として、キューバ危機とユーロ・ミサイル危機を対象に研究を行う。この際、いずれの事例についても危機と呼ばれて各国間の緊張が高まったものの、キューバ危機については部隊展開を含めて武力行使の寸前まで状況がエスカレートした一方、ユーロ・ミサイル危機については具体的な軍事行動には至っていない状況を踏まえ、主に戦域を焦点としてその比較を試みる。

2.1 事例① キューバ危機

2.1.1 概要

1962年10月、米国偵察機(U-2)はソ連の準中距離弾道ミサイル(MRBM) R-12及び中距離弾道ミサイル(LRBM) R-14がキューバに搬入されていることを発見する。

米国のケネディ政権は、国家安全保障会議(NSC)の諮問委員会(EXCOMM)においてキューバへの空爆や侵攻等の軍事行動を含めた選択肢を議論し、海上封鎖を行った上でソ連に核ミサイルの撤去を要求するという方針を決定し、本事実を公表する。あわせてソ連に対してミサイルの撤去を求め、キューバからの攻撃には全面的な報復を行う旨を警告した。ソ連の首相であったフルシチョフは核ミサイルに攻撃的な意図はなく、米国の海上封鎖を違法と主張するとともに、キューバに侵攻した場合は戦争が回避できなくなることを警告し、両国は戦争の危機に直面する。

この間、ソ連からの核弾頭の輸送、キューバ東海岸における米国U-2の撃墜、別の米軍機のソ連領空への誤侵入、米海軍の爆雷によるソ連潜水艦の強制浮上、米国によるキューバ侵攻作戦の準備の推進等、二大国間の緊張が高まる中で、外交交渉を通じて解決策を模索する。

最終的に両国は核ミサイルの撤去と引き換えに、米国がキューバに侵攻しないという公的な条件とトルコに配備していた米国のジュピター・ミサイルを全て撤去するという水面下の条件で合意に達し、危機は終結する。その後、両国は、ホットラインの設置や部分的核実験禁止条約の締結等、核戦争の回避と緊張緩和のための措置をとることとなった。

は、顧客が製品の利点や価値を如何に判断するかについて「知覚価値」との用語を用いる。ある商品に対し価値があると思う場合は高い値段でも購入し、その商品に価値がないと思う場合は購入しないか、或いはより安い商品を探す。このような考え方を本論考のコストに適用する場合、争点の価値が増大すると一般的には高いコストであっても意思決定者等としては相対的にコストが低くなり、実質的に「知覚コスト」は低下すると考えられる。

2.1.2 分析

キューバ危機について米ソ両国が全面的な戦争の回避を追求していた状況を踏まえつつ、戦域となったキューバを焦点に考察する。

(挑戦国となる) ソ連の「期待する分配点」として、フルシチョフはミサイル配置の目的についてキューバ防衛のためだったと述べる¹⁸一方、それ以上の意図があったかは名言しておらず、その政治的意図については危機以降も様々な検討がなされているため¹⁹、本論考において細部は触れない。ただ、キューバへの配備を予定されていた戦術核ミサイル(ルナ) 12 発のみならず、米国のワシントン D.C. をその射程(2000-2500 k m) に収める R12 用ミサイル 42 発(練習用 6 発含む) が搬入されたのに加え、ハワイ・アラスカを除いた米本土を射程に含める R14 用ミサイルも 24 発も輸送されていたという²⁰。これは運搬された純粋なミサイルの数量から見ても米国が 1959 年にトルコとイタリアに配備した射程 2400 k m のジュピター・ミサイル計 45 基(それぞれ 15 基及び 30 基)²¹に匹敵するミサイル量であり、フルシチョフが危機以前の同年の 5 月に「(黒海の) 対岸には、米国の核ミサイルがいつでも我々を狙っている。我々も同じことをしてはいけない理由があるだろうか。」との発言²²もある中、キューバ防衛やカストロ政権の維持に留まらず、米国から約 140 k m しか離隔していないキューバへのミサイル配置により、米国本土を射程に収める狙いがあったと考えられる。(図 5①)

(被挑戦国となる) 米国の「期待する分配点」としては、キューバとの国交が断絶してからは、1961 年のピッグス湾事件の失敗以降も破壊工作としてマングース作戦を継続するとともに、「O プラン 316」として政情不安対処を理由にしたキューバへの軍事介入の計画案を保持する等、キューバのカストロ政権転覆を目指していた。また、キューバにおけるミサイル発見以降も、第 2 海兵師団、第 1 機甲師団、第 82 及び 101 空挺師団をはじめとする部隊に即応態勢を保持させる等、直接侵攻の態勢を保持している。これらは、当初、追求すべき目標を維持する意向であった証左ととれるものの、実際の侵攻は実行されることなく、最終的にキューバ侵攻を行わない旨を受諾するに至った流れから交渉の過程の中で下方修正されたと考えられる。(図 5②)

また、「コスト」について、(挑戦国の) ソ連側は米軍の全面侵攻に対して、グアンタナモ湾の米海軍基地から 25 k m 以内の地点に戦術核兵器を配備している。これは、両国がエスカレーション回避を模索していた一方で、核の応酬への拡大を念頭においた態勢とならざるを得ず、米軍の侵攻が行われた際のキューバ防衛に係るコストは極めて大きくなっていた。この際、ソ連は当初懐疑的に見ていたカストロ政権に対し、経済的な結びつきを経て徐々に価値を見出してミサイル配備に至った経緯からは、一定の争点の価値の増大がみられるものの、最終的に米国との全面衝突を回避したこと

¹⁸ NHK 取材班、阿南東也『十月の悪夢 1962 年キューバ危機・戦慄の記録』NHK 出版、1992 年、53 頁。

¹⁹ グレアム・アリソン、フィリップ・ゼリコウ『決定の本質 キューバ・ミサイル危機の分析』第 2 版 I、日経 BP クラシックス、2016 年、180-257 頁。本書においては、ミサイル戦力とベルリン仮説が最も説得力が高いと結論付けている。

²⁰ 同上 II、34-39 頁。

²¹ The National Security Archives, *The Jupiter Missiles and the Endgame of the Cuban Missile Crisis, 60 Years Ago*, Feb. 2023<<https://nsarchive.gwu.edu/briefing-book/cuban-missile-crisis-nuclear-vault/2023-02-16/jupiter-missiles-and-endgame-cuban?ssp=1&darkschemeovr=1&setlang=ja-JP&safesearch=moderate>>accessed 6 Dec. 2023.

²² NHK 取材班、阿南東也『十月の悪夢』58 頁。

からも、損害コストの拡大の影響がより大きかったと考えられる。(図 5③)

(被挑戦国である) 米国においては、キューバ侵攻のための部隊規模からしても、損害コストは当然大きくなかった一方で、その争点の価値の増大に伴い軍事侵攻に傾斜したことが伺える。実際に米軍内ではミサイルの脅威を排除することが可能との見解とともにキューバへの空爆や軍事侵攻を主張する声も挙がっていた。このため、キューバへの侵攻コストはミサイル配備以前のものよりも特段大きくなったとは思われず、むしろ、その配備により大規模侵攻を許容し得る方向に作用しているような状況となっている。この際、海上封鎖、空爆、直接侵攻といった選択肢の中で、当初の処置として、検疫という名目において海上封鎖を選択した一方、米国としては史上初となる DEFCON-2 を発令するとともに、危機の最中において EXCOMM のメンバーも徐々に軍事侵攻を支持している²³。また、最終的にはケネディが U-2 の撃墜後、同様の事態が生起した場合には爆撃を了解する等、キューバからのミサイル排除のための決意は固くなっていった。また、ソ連に対する国連における非難や 22 日の国民に対するテレビ演説等による観衆費用の増大も侵攻価値の増大に作用したことで、米国の安易な撤退を困難にしたと考えられる。ソ連の駐米大使ドブリニンがケネディが譲歩を拒むのは、国内の強硬な世論に対抗できないためと本国に報告している²⁴。加えて、交渉が同意に至った際、ケネディがテレビ局等への報じ方への配慮をみせた²⁵こと、またソ連側がキューバのミサイル撤去の条件の一つとして提示したジュピター・ミサイルの交渉が秘密裏に進められたこともその影響の大きさを物語っている。

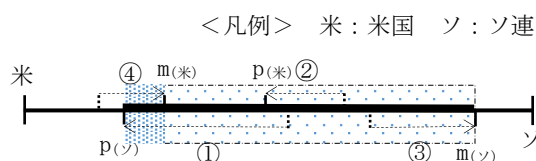


図 5 キューバ危機
(キューバ戦域)

(図 5④)

以上を踏まえると、キューバ戦域における危機の切迫は、ミサイル配備による挑戦国（ソ連）側の期待する分配点の拡大と、それに対する被挑戦国（米国）側コストの低下により、大規模な武力衝突の直前まで緊張が高まったものと捉えられる。

2.2 事例② ユーロ・ミサイル危機

2.2.1 概要²⁶

第一次戦略兵器制限条約（SALT I）が締結されて以降、ソ連は 1972 年から 1976 年にかけて新型の中距離核ミサイルとして SS-20 を開発し、欧州に配備を開始する。射程、精密性、機動性等に優れ、かつ、SALT I と中央相互兵力削減交渉（MBFR）の対象外となった同ミサイルは「グレーエリア問題」として注目されるに至る。

西独の首相であるシュミットは、SS-20 に対抗するため中距離核ミサイルを西欧に配備することを提案する。米国は、第二次戦略兵器制限条約（SALT II）交渉への影響に対

²³ アリソン、ゼリコウ『決定の本質』第 2 版Ⅱ、396 頁。

²⁴ Marc Trachtenberg, “Audience costs: An historical analysis,” *Security Studies*, 21(1), Feb. 2012, p. 30.

²⁵ アリソン、ゼリコウ『決定の本質』第 2 版Ⅱ、579 頁。

²⁶ 合六強「NATO の「二重決定」と INF 条約」『新たなミサイル軍拡競争と日本の防衛 INF 条約後の安全保障』並木書房、2020 年、150-186 頁。

する懸念、また、柔軟反応戦略に基づき核の三本柱によって抑止力が担保されているとの立場から、当初は提案に対して消極姿勢であったものの、中性子爆弾（ERW）問題をめぐる欧州の信頼獲得の必要性等から徐々に対応の方向に舵を切る。

1979年12月、NATOがソ連との核軍縮交渉と並行し、ソ連が応じない場合、1983年までに中距離核ミサイル・パーシングⅡと地上発射型巡航ミサイル（GLCM）・グリフォン（以下「パーシングⅡ等」という。）を配備するという二重決定を採択し、実際に1983年以降、米国がパーシングⅡ等を配備するとソ連との交渉は一旦中断される。

その後、1985年にソ連の書記長にゴルバチョフが就任すると、核軍縮に前向きな姿勢を示したことを契機として米ソ両国は1986年レイキャビクでINF撤去と弾頭数の制限合意に至る。米側の戦略防衛構想（SDI）を巡る議論からサミットは最終的に決裂したものの合意自体は維持され、1987年に両国はINF条約の条文に最終合意し、12月にワシントンで調印する。1988年のINF条約の発効に伴い、1991年までに、両国は合計2692基のINFを廃棄することとなった。

2.2.2 分 析

本分析においては米ソ間のSALTⅠの合意に伴う一定の戦略的安定性の下、戦域レベルにおけるソ連によるSS-20配備及びそれに対するNATOによるパーシングⅡ等配備の影響について考察をする。

まず、（挑戦国側となる）ソ連側のSS-20の配備による「期待する分配点」として、ゴルバチョフはその回想録においてこの配備を「軍産複合体の圧力で実施された許すべからざる軍事的冒険」との見方を示しつつ、「距離、命中性能、制御等全ての特性で従来のものより、はるかに優れたSS-20の製造が可能となった。」状況が「（NATOに対し）どんな脅威を与えるかよくわかっていた。」と述べている²⁷。このため、SALTⅠにより戦略核兵器間の均衡が確立される中、米ソ両国にとって「戦域」となった欧州においてSS-20配備がNATOの大きな脅威になることは承知していたと考えられる。

これに対する（被挑戦国側となる）NATOは、1967年に採択した柔軟反応戦略に基づき、限定戦争から全面核戦争に至る各レベルの紛争に有効に対応できる通常戦力を整備することでソ連の攻撃を抑止する態勢を保持しようとしていたものの、長距離かつ多弾頭化され、固体燃料推進かつ捕捉困難である移動式のSS-20に対する衝撃は大きかったとされる²⁸。シュミットは「（SS-20配備は）軍事的・政治情勢を全面的に変えてしまう。」ことをソ連に伝える²⁹とともに、「射程5000kmを有するSS-20が、ウラル山脈の東側に配置しても西欧全体を射程に収める一方、欧州に配備している兵器では射程が不足する」ことを危惧³⁰し、1977年10月の国際戦略研究所の講演においてソ連が欧州戦域において通常戦力のみならず核戦力においても優位に立とうとする中で、柔軟反応戦略への危機感を示し、NATOの戦略の根幹が動揺にさらされている³¹旨を述

²⁷ ミハイル・ゴルバチョフ『ゴルバチョフ回想録 下巻』新潮社、1996年、68-69頁。

²⁸ 金子讓『NATO北太平洋条約機構の研究 米欧安全保障関係の軌跡』彩流社、2008年、196-198頁。

²⁹ ゴルバチョフ『ゴルバチョフ回想録 下巻』69頁。

³⁰ H. シュミット『シュミット外交回想録 上』岩波書店、1989年、92-93頁。

³¹ 板橋卓己「NATO「二重決定」の成立と西ドイツ—シュミット外交研究序説」『成蹊法学』第88号、

べた。また、二重決定に係る同盟協議においても、仏国は西独の中立化を恐れ、米国が安心を供与すべき旨を主張する³²等、SS-20 の影響を深刻に捉えており、全般的にソ連に有利な態勢に作用したと考えられる。(図 6①)

「コスト」についても、ソ連としては自国の SS-20 が西欧全体を射程に収める中、NATO が西独に配置していた射程 750 k m のパーシング IA はソ連の国土をその射程に収めることができなかった。また、NATO 側の戦域内における核システムであった米英の F-111 とバルカン爆撃機はソ連側の防空システムにより対処可能とみられるとともに、NATO の潜水艦についても当時交渉中の SALT II の対象となっていた。更にソ連とワルシャワ条約機構各国は数日で戦闘態勢に入れる一方、NATO 側は動員に約一か月かかる等、開戦当初は核による対処に依存する状況において SS-20 がその抑止効果を発揮したこと³³でソ連側の損害コストは低下したと考えられる。(図 6②)

NATO においては、シュミットは「SALT I の締結で米ソの戦略バランスが成立したことにより、SS-20 に対して米国が ICBM を投入出来ない状況において西独という『抵当物件』が脅威にさらされている。」との認識を示している³⁴。このように SS-20 への対抗手段を有していなかった状況から、NATO 側のコストは拡大したと考えられる。また、NATO 内におけるデカップリング論の生起は、SALT I により米ソ間の戦略と戦域の範囲が分けられた中であって SS-20 が西独という戦域のみをその射程に収めたことにより、争点の価値の低下をもたらしたことがその要因の一つともとらえられよう。(図 6③)

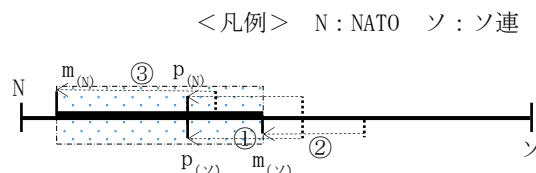


図 6 ユーロ・ミサイル危機
(SS-20 配備)

この間、ソ連と NATO の間で外交交渉が行われたものの、両者の間で軍事的な紛争等が切迫するような状態は生起していない。このことは、SS-20 配備によりソ連側の期待する分配点が拡大する中、それに伴い NATO 側のコストが増大したことにより、紛争等に至らなかったという見方が出来る。

次に NATO 側のパーシング II 等配備の影響について考察する。まず、二重決定により在独米軍に配備されていた 108 基のパーシング IA は射程 1800 k m のパーシング II に置き換えられるとともに、射程 2500 k m の GLCM464 基の西独、英国、イタリア、オランダ、ベルギーへの分散配置が同意された。このパーシング II 等の配備に際し、ゴルバチョフは「(ソ連は) 米国による中距離ミサイル配備計画が実施されぬうちに出来るだけ早く行動しなければならなかった。一旦配備が実現すれば、NATO は手中に収めた優位を完全に譲らないだろう。」と発言しており、この配備が INF 条約交渉への要因となったことを伺わせる。(図 7①)

また、「コスト」の観点からは「NATO のとった対抗措置はソ連の安全保障を脅かすものとなった。(中略) このミサイルは 5 分以内に目標を捕捉し、それを防ぐ手段は実

2018 年、347 頁。

³² 合六「NATO の「二重決定」と INF 条約」174 頁。

³³ 金子『NATO 北太平洋条約機構の研究』200 頁。

³⁴ シュミット『シュミット外交回想録 上』93 頁。

際には我が方になかった。」との見解を示しており³⁵、ソ連の損害コストを増大させたと考えられる。(図 7②)

この際、NATO としても SS-20 の脅威そのものを排除することはできなかったの

に加え、西独はミサイルについて「被使用者」の立場を求め、米側の単独運用を求めたこと、また、NATO 側のミサイル配備規模（計 572 基）は、戦略核の信頼性低下を回避するため、当時ソ連が配備していた SS-20（621 基）より少ない数に留められる³⁶等、常に米国の関与を担保する態勢が保持され、事態を拡大する可能性が恣意的に残された。このため、NATO としてのコスト認識自体は全体として大きく改善したとはいえず、NATO 側にとっても INF 条約の締結に向けて作用したと考えられる。

このことから、ユーロ・ミサイル危機については、ソ連側の SS-20 と米側のパーシング II の配備による双方の期待する分配点の拡大とコストの増大が紛争等の発生を抑制する方向に作用したと考えられる。

<凡例> N : NATO ソ : ソ連

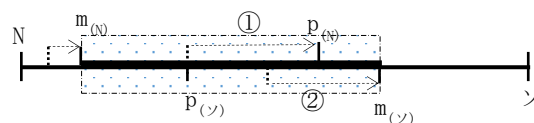


図 7 ユーロ・ミサイル危機
(パーシング II 等配備)

2.3 事例研究の総括

今回の各事例において、検証モデルにおいて焦点とした「期待する分配点」と「コスト」とその結果である「紛争等の生起」の関係性については図 8 のとおり整理される。

この際、キューバ危機の緊張の高まりは、ミサイル配備によるソ連の期待する分配点の拡大する過程において米国のコストが（キューバへの侵攻価値の増大に伴い）低下する状況において生起した。一方、ユーロ・ミサイル危機におけるソ連の SS-20 配備或いは NATO のパーシング II 等配備により、期待する分配点が拡大する場合においても、相手側のコストが増大する場合は、軍事行動を伴うような事態には至っていない。

これらのことからミサイル配備等による期待する分配点の高まりと相手側のコストの低下という相互作用が紛争等の可能性を生み出すとみることが出来る。

この際、作用する方向に着目した理由として交渉範囲の拡大や縮小では単純に説明出来ない部分が存在する。キューバ危機においては紛争直前まで両国の緊張が高まったものの、ソ連の立場からするとキューバ防衛のためのコストは上昇しており、自らの不利な方向に交渉範囲は拡大している。このため、紛争等の発生メカニズムの分析という観点からは、交渉範囲の拡大や縮小により判断するのではなく、一方の期待する分配点の拡大とそれに対する相手側のコストの縮小という作用が交渉不可な範囲を生み出し、紛争等の可能性を高めると判断することが妥当と言えよう。

また、各国のコストについては軍事バランスに係る双方の認識に依存するところ、紛争等の発生に伴い予想される損害コストや機会損失に加え、争点の価値の増減についても一定の役割を果たす。キューバ危機においては、侵攻の価値の増大が米国のコストを減少させ、ユーロ・ミサイル危機においては SS-20 が米国と欧州を分断したことによる価値の低下が NATO に対するデカップリング論を引き起こす要因として作用した。

³⁵ ゴルバチョフ『ゴルバチョフ回想録 下巻』68-69 頁。

³⁶ 合六「NATO の「二重決定」と INF 条約」176 頁。

事 例		①キューバ危機	②ユーロ・ミサイル危機	
			SS-20 配備	パーシングⅡ等配備
挑 戦 国	分配点	↗↗	↗↗	→
	コスト	↗↗	↘	↗↗
被 挑 戦 国	分配点	→	↘↘	↗↗
	コスト	↘	↗↗	↗
紛争等の生起		△	×	×

凡 例 (分配点・コスト) ↗: 上 昇 ↘: 低 下 →: 大きな変化なし
(紛争等の生起) ×: 不生起 △: 紛争等直前

図 8 事例研究の総括

なお、本事例研究においては、フィアロンの交渉モデルを適用するにあたり、具体的な数値ではなく期待する分配点とコストの作用の関係性に着目したものの、そこには一定の限界も存在する。特にキューバ危機については、(U-2 の撃墜といった事象は生起したものの、) 最終的には大規模紛争は回避された。このことは、図 5(9 頁)が示すように、キューバへのミサイル配備が紛争の可能性を生じさせつつも、米ソ両国にとって受け入れ可能な範囲も残存する状況下において最終的に後者へと帰結したことによるものと考えられる。一方、紛争の可能性も生じていた中であって、なぜ全面的な紛争を回避できたかという最終的な交渉結果の理由については、今回の分析からは明確には出来ていない。

第3節 ミサイル配備競争において日本の取組が及ぼす影響

本節においては日本の地上発射型中距離ミサイル配備が及ぼす効果について考察するにあたり、日米同盟を基軸としつつ、その対象として A2/AD 態勢の構築を進め、ミサイル戦力の増強著しい中国との関係から考察をする。

このため、まず、米中間の戦略的安定性の形成に係る状況について把握した上で、戦域におけるミサイル配備に係る状況について整理し、その分析を試みる。

この際、戦域レベルにおいても核の影響力は否定できないものの、その使用のハードル自体も極めて大きい中、中国は先制不使用を原則としていること、米国についても現在は新戦略兵器削減条約（新 START）により、核保有数が制限されている状況において当面のインド太平洋地域へのミサイル配備は通常兵器の範疇と考えられること、また、日本としても現状は核戦力を保有する見通しが無い状況に鑑み、戦域においては通常（非核）ミサイルを対象とする。

3.1 米中間の戦略的安定性の形成に係る状況

中国は核戦力について、1980 年代より「最小限抑止」を一貫して追求してきたところ、1990 年代以降は「確証報復」の態勢の実現に向けた技術開発を推進し、2017 年頃には 75～100 基の戦略核兵器を保有するようになったと見られている。このような状況について、神保は米中間に暗黙的な戦略的安定性が形成されていることを指摘するとともに、中国が大幅な核戦力の増強によってより対照的な均衡を模索した場合、それが冷戦期の米ソ関係に接近していくことを指摘した³⁷。

その後、実際に 2023 年の米国防省の「中国軍事力報告書」は中国の運用可能な核弾頭について、過去の予測を上回る 500 発を保有し、2030 年には 1000 発を超えるとの認識を示した³⁸。対する米国はロシアとの INF 全廃条約を破棄する一方、2021 年には同国との新 START については延長・維持をした。また、バイデン政権は老朽化する核戦力の近代化を進める一方、米国の核戦力を増大させる可能性については否定をしており³⁹、2023 年 5 月、米国が保有する核弾頭数は 1,419 発とされる⁴⁰。

このような状況においてリチャード前米戦略軍司令官は、2022 年 3 月の下院軍事委員会の場で中国による核戦力の急速な質・量における拡大を「戦略的ブレイクアウト」と評するとともに、米国が（ロシアと中国の）二つの同格の核保有国と同時に対峙するという史上初めての状況に直面するとの危機感を露わにしている⁴¹。

³⁷ 神保謙「中国 「最小限抑止」 から「確証報復」 への転換」『核の忘却の終わり 核兵器復権の時代』勁草書房、2019 年、75 - 91 頁。

³⁸ U.S. Department of Defense, *MILITARY AND SECURITY DEVELOPMENTS INVOLVING THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA 2023 ANNUAL REPORT TO CONGRESS*, Oct. 2023, p. 14. また、同報告書の 2022 年度版は中国の核弾頭の保有数を 400 発とし、2035 年までに 1500 発を保有する見通しを示している。

³⁹ The White House, *Remarks by National Security Advisor Jake Sullivan for the Arms Control Association Annual Forum*, June 2023.

⁴⁰ Department of State, *New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms*, May. 2023.

⁴¹ House Armed Service Committee, *Statement of Commander United States Strategic Command before the House Armed Services Committee on Strategic Forces*, United States House of Representative, 117th Cong., Mar. 2022, pp. 2-4.

このため、両国の戦略的な核のバランスについて、これまで米国がロシアとの新 START を締結しつつも、中国よりも優勢な態勢を占めてきたところ、近年の中国の急速な核戦力の拡大は米国の脅威となりつつあるといえよう。また、米国の戦略予算評価センター（CSBA）は、中国の核戦力の増大により米国が核による武装解除（disarming）までを行うことが困難となっているとの評価に至っている⁴²。

このような中、2021 年 1 月、バイデン政権は中国との戦略的安定性に関する協議を進めることに合意した旨を発表した。双方ともに残存可能であり、戦略的な核のミサイルによる第二撃能力を持つという米ソの冷戦間に類似した環境が形成される中、米国側からの提案に基づき、中国との間における戦略的安定性がより確実なものとなっていくことが予期される。

3.2 米中のミサイル配備に関する動向と日本の取組

戦域レベルの地上発射型ミサイル配備において、中国の人民解放軍の戦力の中心は、2015 年に独立軍種に改編されたロケット軍（PLARF）である。その前身となる第二砲兵は、1990 年代以降は湾岸戦争における米軍の教訓を踏まえ、通常ミサイル戦力に注力し始め、2000 年代以降、台湾海峡から日本の南西諸島の一部を含める射程 300～1,000km の短距離弾道ミサイル（SRBM）の戦力を増強させるとともに、日本列島からフィリピンに至る範囲を打撃可能な MRBM については、液体燃料の DF-3 から固定燃料の DF-21 に換装を進める。また、「空母キラー」と呼ばれる DF-21D の整備もこの頃から始まり、2010 年代にはグアムまで打撃し得る DF-26 を主体に射程 3,000～5,000 km の IRBM の配備を進めるとともに、MRBM については極超音速滑空兵器が搭載可能といわれる DF-17 を開発・整備する等、その質を向上させている。これらの動向は 2010 年頃までに「第 1 列島線」を主体とした打撃能力を整備した上で、以降は「第 2 列島線」を射程に収めてその影響力を拡大していく過程と捉えられる。

米国においては 2010 年の 4 年次国防見直し（QDR）発出後、中国の A2/AD 能力を打破するための議論が活発化する。更には、中国との中距離ミサイルにおける戦力ギャップが生ずる中、2018 年に発出された国家防衛戦略（NDS）においては中露との長期的な戦略的競争を国防戦力の主要目標として明示した。じ後、ロシアとの INF 条約から離脱する意向を示し、2019 年 8 月に同条約が失効すると同月中に中距離巡航ミサイル、11 月には IRBM の発射実験を行うとともに、中距離ミサイルをアジアに配備する考えを明らかにし、極超音速兵器（LRWH）、中距離火力（SMRF）等の整備を進めていく。このような動向における米中間の中距離ミサイル戦力について現状を整理すると図 9 のとおりとなる。

日本については、2022 年 12 月戦略三文書の策定に伴い、所謂「反撃能力」としてスタンド・オフ防衛能力を自衛隊が保持することを明記し、翌年には射程延伸された 12SSM（改良型）の配備について 3 年早めることを決定している。また、それまでの間、米国産トマホーク 400 発を 2025 年度から購入することも発表された。

⁴² Evan B. Montgomery, Toshi Yoshihara, *SPEEDING TOWARD INSTABILITY? HYPERSONIC WEAPONS AND THE RISKS OF NUCLEAR USE*, CSBA, May 2023, P. 4.

中 国 ⁴³			米 国（陸軍・海軍） ⁴⁴		
システム	射距離	弾薬数	弾薬数 ⁴⁵	射距離 ⁴⁶	システム
IRBM (DF-26)	3000 - 5, 500km	500 発	33 発 ⁴⁷	2, 775km	LRHW
MRBM (DF-21, 17)	1000 - 3, 000km	1, 000 発	172 発	1, 500km	トマホーク
GLCM (CJ-10 , 100)	1500km 以上	300 発	375 発	480km	SM-6
SRBM (DF-11, 15, 16)	300 - 1, 000km	1, 000 発	206 発	500 - 1, 000 km	PrSM

GLCM: Ground-Launched Cruise Missile LRHW: Long Range Hypersonic Weapon SMRF: Strategic Mid-Range Fires
MST: Maritime Strike Tomahawk PrSM: Precision Strike Missile

図 9 米中の中距離ミサイル戦力(数)の比較

3.3 米中のミサイル戦力に係る分析と日本の取組が及ぼす影響

3.3.1 米中のミサイル戦力に係る分析

地上発射型中距離ミサイルは、その目標に非対称性が生ずるため、単純比較は難しいとはいえ、中国は数十年をかけて A2/AD 能力の骨幹として中距離のミサイル戦力を整備してきており、現状は射程、数量の両面において「期待する分配点」は中国に優勢な状況に推移してきたと考えられる。この際、米国のミサイル数は、3 年度分のみ
の総計とは言え、米軍が欧州正面にも戦力を展開する中、その全てをインド太平洋側へと充当するには困難が伴う。

また、中国は自国の広大な地域というアドバンテージを生かした配備が可能であるのに対し、米国は最も中国に近いグアムからでも台湾までの射程を有するミサイルは極超音速兵器（LRHW）のみであり、中国本土を収めるには地域の同盟国等への配備が求められる。一方、2023 年 1 月、米国政府は第一列島線上への配備を計画している地上発射型中距離ミサイルについて在日米軍への配備見送りを発表している⁴⁸。実際、2023 年 2 月、バーガー米海兵隊総司令官（当時）も配備先の議論は早計との認識を示す⁴⁹とともに、フリント太平洋陸軍司令官は 2024 年 4 月、年内に新たな精密射撃能力をインド太平洋地域に配備することを明らかにする中であって、具体的な配備先については言及していない⁵⁰。このような状況から、米国はミサイル配備を推進し、期待する分配点を向上させようとする過程の最中と捉えられる。（図 10①②）

⁴³ U.S Department of Defense, *MILITARY AND SECURITY DEVELOPMENTS INVOLVING THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA 2023 ANNUAL REPORT TO CONGRESS*, Oct. 2023, pp. 66-67.

⁴⁴ Eric Edelman et al. , *RINGS OF FIRE A CONVENTIONAL MISSILE STRATEGY FOR A POST-INF TREATY WORLD*, Center for Strategic and Budgetary Assessments (CSBA), Aug. 2022, p. 32. 本レポートを参考に米国防省、2024 年度米国防省予算要求書等から抜粋。

⁴⁵ 2022～2024 年度の要求数の合計数。

⁴⁶ 公表・計画されている射程延伸を含める。

⁴⁷ 2023 年度後半への試験延期中（2023 年 3 月現在）。

⁴⁸ 読売新聞『日本への中距離ミサイル配備、米が見送りへ…「反撃能力」導入で不要と判断』2023 年 1 月 23 日<<https://www.yomiuri.co.jp/world/20230122-0YT1T50139/>>2024 年 4 月 16 日アクセス。

⁴⁹ 日本経済新聞『対中戦、陸上から海・空へ 米海兵隊バーガー総司令官中距離弾の日本配備焦点』2023 年 2 月 17 日<<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ068541490W3A210C2FF8000/>>2024 年 4 月 16 日アクセス。

⁵⁰ 時事ドットコム『中距離ミサイル「太平洋配備」対中国で年内に一米陸軍高官』2024 年 4 月 6 日<<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024040300766&g=int>>2024 年 4 月 16 日アクセス。

この際、「コスト」について、中国側の認識は明確にはされていないものの、2023年11月、米太平洋陸軍が2024年にインド太平洋地域に中距離ミサイルを配備する予定を明らかにしたのに対し、中国系の英字ニュース「グローバル・タイムズ」は、米国の行動を政治的な挑発と反発しつつも「軍事的、戦術的な意味での大きな脅威にはならない。」との中国の軍事専門家の見方を報じており⁵¹、ミサイル配備戦力の状況からも中国側に大きなコストを賦課する方向に働いているとは考えにくい。(図10③)

一方、米国は中国のミサイル戦力の脅威について、これまで米国高官による言及やシンクタンクによる研究⁵²もされてきたと

ころ、2023年2月に国家情報局は「PLARFのSRBM、MRBM及びIRBMは既に地域の米軍と米軍基地を危機に陥れることが可能」との戦域内における脅威認識を表明している⁵³。これらのことから、米中の武力衝突が生じた場合、開戦劈頭の中国の先制攻撃によって基地、航空機、艦艇等に対して多大な損害を被ることが予想され、米軍のコストは増大しつづけると言えよう。(図10④)

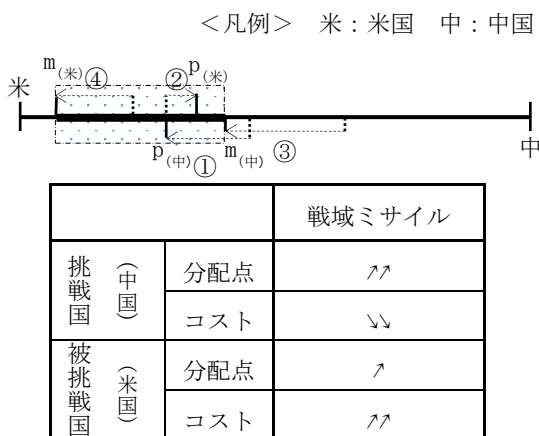


図10 米中の戦域ミサイル

これらを踏まえると、現状は地上発射型ミサイルの配備により、中国側の期待する分配点が拡大し、またコストが低下する一方、米国が期待する分配点を拡大しようとしつつも、自国のコストが増大する方向に推移している。このように、米中間におけるミサイル戦力について中国のコストが低下してきた中、戦域レベルにおける米国の期待する分配点が増加させようとする（ものの、中国に十分なコストを認識させるに至っていない）作用からは紛争等の可能性が高まることが示唆される。

また、中国国防大学の「戦略学」においては、戦略的抑止の要素として長距離精密打撃を含めた警告的な軍事打撃を包含する⁵⁴とともに、その戦略思想として情報化知能化の条件の下、中長距離精密打撃能力が絶えず向上する状況における先制攻撃の重要性を説いている⁵⁵。このため、中国のミサイルの使用に係る閾値が低いことも、同国との間で誤認やエスカレーションを助長する方向に作用することは否定できない。

⁵¹ Global Times, *US potential intermediate-range missiles deployment 'big provocation' to China*, Nov. 2023 <<https://www.globaltimes.cn/page/202311/1302569.shtml>> accessed 16 Dec. 2023.

⁵² Thomas Shugart, Javier Gonzales, *First Strike: China's Missile Threat to U.S. Bases in Asia*, Center for a New American Security, 2017, pp. 13-14. 本レポートは人民解放軍が、嘉手納、佐世保、横須賀、岩国、横田などの米軍基地・施設に対してSRBM、MRBM及び巡航ミサイルによる先制奇襲打撃を実施するケースを検討し、自衛隊と米軍の防空・ミサイル防衛にもかかわらず、開戦後1時間以内に全ての指揮・兵站施設、ほとんど全ての停泊中の米艦艇、全ての在日米空軍基地の滑走路、誘導路、200機以上の米航空機が被弾する。」と算定している。

⁵³ Office of the Director of National Intelligence, *ANNUAL THREAT ASSESSMENT OF THE U.S. INTELLIGENCE COMMUNITY*, Feb. 2023, p. 7.

⁵⁴ 肖天亮『戦略学』国防大学出版社、2020年、128-131頁。中国語の「战略威慑」については、2019年の中国の国防白書において日本語版では「戦略的抑止」が当てられており、前の2字が「戦略」、後の2字が「威嚇する」の意味の用語である。

⁵⁵ 肖天亮『戦略学』185頁。

また、このような文脈における米側のコストの増加は同盟という視点で捉えた場合、付随的に別の問題を起こし得る。中国自身も自国のミサイル発射が仮に米軍の本格的な軍事介入を招くとすれば、当然そのコストは決して小さいとは考えてはいないと思われるものの、ミサイル戦力を主力とした A2/AD 態勢の構築が米側の軍事介入コストを増大させることでその介入自体を阻止し得るような状況、つまりはユーロ・ミサイル危機に類似する形で米国と同盟国の間でデカップリングの可能性を生起させ得ると判断する場合、自らのコストは更に低下し、挑戦的な行動を助長することも考えられる。今回の事例研究の他にも、1994 年の朝鮮半島危機において北朝鮮の長射程火力の脅威を背景としたコストの見通しが米国に軍事オプションを放棄させた⁵⁶といった例は存在する。対象国との間のみならず、同盟国間においても利益の非対称といった問題は生じ得るものであり、シカゴ外交問題評議会は、ウクライナ戦争の発生以降の 2022 年に実施した世論調査において、中国が台湾に対して紛争を起こした際、台湾に米国が何らかの外交・経済上の支援をすべきと考えた割合が 76%であったのに対し、米軍を派遣すべきとの回答が 40%へと低下した⁵⁷という結果を公表しており、日本周辺への米国の軍事介入のコストは増加しつつある。このため、人民解放軍のミサイルの脅威は米中間で紛争等が生起した場合に、それが実際に使用され、より深刻な事態を招く以前の段階から軍事バランスについての米中双方の認識に作用し、中国の挑発的行動を激化させ、地域にネガティブな影響を及ぼすということも考えられる。このことから米軍による介入の信頼性を高め、日米共同の実効性を向上させる措置も今後求められよう。

3.3.2 日本の取組が及ぼす影響

米中のミサイル配備に伴う状況を踏まえた場合、中国の能力強化により、地域の不安定性が増す中、日本が戦域レベルにおける米国の取組を補完・助長していくことが必要である。この際、人民解放軍によるミサイル打撃に相応し得る能力を自衛隊が備えることで、その実効性を低下させることが求められる。ただし、実際にミサイルの発射機に反撃をしても、その残存性の高さや中国のミサイル部隊の規模を踏まえるとコスト賦課という観点ではあまり意味が無い。また、中国本土への直接的な打撃はエスカレーションを誘引する要因ともなろう。このため、中国に対するコスト賦課という点では人民解放軍の戦力投射の骨幹となるような能力を打撃する方が望ましい。

この際、米国の戦略国際問題研究所（CSIS）が公表した米中間の中台紛争シナリオに関するシミュレーションにおいては、24 通りのシナリオの内、米側はその内 22 シナリオにおいて勝利を収めており、日本の支援の度合いがその帰趨に大きな影響を及ぼすことが示される。本シミュレーションにおいては、悲観的～基本～楽観的シナリオのいずれにおいても、中国側の艦艇の被害が 113～138 隻と日米の被害数 24～43 隻に

⁵⁶ ドン・オーバードーフアー『二つのコリア：国際政治の中の朝鮮戦争』共同通信社、2002 年、367-369 頁。

⁵⁷ The CHICAGO COUNCIL ON GLOBAL AFFAIRS, *Americans Favor Aiding Taiwan with Arms but Not Troops*, Aug.2022, pp. 4-5.

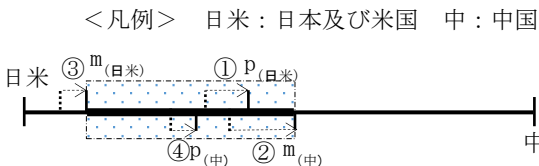
比して圧倒的に多い結果が算出された⁵⁸。また、CSBA による米中間の紛争の別の想定に基づき算出した射撃目標数は、中国本土の既存の解放軍の基地を攻撃する場合の目標数は 5,788 にも上るとの算出結果を示す一方、台湾海峡における艦艇の目標数は 594 と限定される⁵⁹。

これらの状況は、中国が自国の権利を主張する台湾、東シナ海或いは南シナ海に対する戦力投射に際し、所謂「水の制止力」を克服し、かつ海上・空中において優位を確立しなければならないとされる⁶⁰中、中国の水上艦艇等、海上の機能に対して日本が非対称的な打撃能力により、米軍を補完していくことで、中国の目標達成を困難にするという形で日米の期待する分配点を強化するとともに、中国のコストを増大させる可能性が示される。

また、今後米国との間で同盟調整メカニズムを活用した具体的な調整等は必要であるものの、日本自身の戦域内におけるミサイル戦力の保持は日米にとってその能力発揮に必要な環境を醸成・整備する効果も期待される。これらの効果として、中国にとっての目標の分散やその数の増大は、中国の期待する分配点を低下させるとともに、日米間においては同盟の履行義務という外交的・政治的要素を含むことで価値の増大を生み出し、コストが低下することも示唆される。

このような状況を踏まえれば、日本の中距離ミサイル配備は戦域レベルにおける中国との緊張の緩和をもたらし、交渉範囲をより日米に有利な方向に導く作用が期待されよう。(図 11)

ただし、日米にとってエスカレーションのリスクを受け入れる準備が無い場合、デカップリングの危険が高まってしまうことには留意する必要がある。このため、中距離ミサイル配備とその運用に際しては、事前に政策レベルで原則事項について日米間の合意を図るとともに、エスカレーションを含めたプロセスについて具体化し、その実行について、同盟調整メカニズムを通じて緊密に連携することが必要となる。また、基本的な戦域における中距離ミサイルに係る日米の役割分担は RMC (Role: 役割、Mission: 任務、Capability: 能力) に係る協議等の範疇と考えられるものの、エスカレーションラダーの確保といった戦略レベルとの関連性の観点からは、拡大抑止協議との関係の強化、特にその接続性を担保することも必要となろう。



		日本のミサイル配備
挑戦国 (中国)	分配点	↓
	コスト	↑
被挑戦国 (日米)	分配点	↑
	コスト	↓

図 11 日本のミサイル配備

⁵⁸ Mark F. Cancian, Matthew Cancian, Eric Heginbotham, *The First Battle of the Next War Wargaming a Chinese Invasion of Taiwan*, CSBA, Jan. 2023, p. 94.

⁵⁹ Tyler Hacker, *BEYOND PRECISION MAINTAINING AMERICA'S STRIKE ADVANTAGE IN GREAT POWER CONFLICT*, CSBA, Jun. 2022, pp. 108-126.

⁶⁰ エルブリッジ・A・コルビー『拒否戦略 中国覇権阻止への米国の防衛戦略』日本経済新聞社、2023年、254-264頁。

この際、これまでも共同訓練の機会を活用して行われてきた米軍のミサイル部隊の日本国内への展開や日米による共同対艦射撃等は東シナ海におけるエスカレーションに対する米国の関与を担保するとともに、中国に対する日米共同に係るシグナリングとしての効果を発揮し得る。また、このような態勢の構築はある種のトリップワイヤとして日米両国のコミットメントの自動化をもたらし、デカップリング防止のための具体的な措置としても機能することが期待される。

あわせて、これらの取組を推進していくことの効果は単に日本に留まらず、関係国との連携にも感化を及ぼす可能性を有する。NATO のパーシング II 等配備についても、イタリアが配備受け入れに動いたことが各国の安心材料に繋がった⁶¹。この際、我が国周辺における米国の同盟国として、中国を念頭においた地上発射型のミサイル配備の観点からは、韓国やオーストラリアよりもフィリピンとの関係が重要となろう。同国が同じ第一列島線に台湾を挟んで日本の反対に位置し、同様に中国の MRBM の脅威下にあるとともに米国との相互防衛義務関係を保持する中、2022 年 1 月にインドからのブラモス (BrahMos) 導入を公表する等、長射程火力を保持する動きを見せている。また、現マルコス政権成立以降は米国との関係改善がみられ、2023 年の 2 月には防衛協力協定に基づき、台湾に近いルソン島北部を含むフィリピン軍基地への米軍のアクセスが承認されている⁶²。これらの取組はまだ萌芽的とは言え、日本もこれらの動向に呼応する形でフィリピンとの間でミサイル能力を含めた防衛協力を深化させていくことは、南シナ海、台湾及び東シナ海といった中国が個別に自国の権利を主張する地域の接続性を増大させ、中国のコストの増大と期待する分配点の低下の双方から有効となり得る。

更に、インドについても各種弾道ミサイルを保持し、近年では LAC 配置を念頭に新たに射程 500 k m の新型弾頭ミサイル (Pralay) の導入を発表⁶³している。全方位連携外交とも称されるインドのスタンスに鑑みれば、軍事面における明示的な日米との連携は容易ではないものの、同国との防衛協力の推進は、現状 PLARF の基地のほとんどが中国本土の東 (海洋) 側に設定されている状況⁶⁴をけん制し、その戦力集中を阻害し得る要因として働く可能性も考えられよう。

ただし、これらのあらゆる取り組みがもたらし得る戦域レベルでの双方のコストの増加に伴う紛争等が生起しない状況を仮に戦略に類似した形で何らかの安定とみるとしても、この安定は戦略レベルの明白な安定性とは異なり、軍事バランスに関する相手側の認識に依存する不確実な安定となることは常に心に留めておかなければならない。

⁶¹ 合六「NATO の「二重決定」と INF 条約」176 頁。

⁶² NHK『フィリピン 米軍が使用可の 4 拠点公表 台湾海峡に近い基地など』2023 年 4 月 4 日
<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230404/k10014028231000.html>> 2023 年 12 月 26 日アクセス。

⁶³ THE ECONOMIC TIMES, *Defence Ministry clears proposal to buy 'Pralay' ballistic missiles for Indian Army*, 17 Sep. 2023< *Defence Ministry clears proposal to buy 'Pralay' ballistic missiles for Indian Army*
<https://economictimes.indiatimes.com/news/defence/defence-ministry-clears-proposal-to-buy-pralay-ballistic-missiles-for-indian-army/articleshow/103736449.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst>
accessed 26 Dec. 2023.

⁶⁴ Decker Eveleth, *People's Liberation Army Rocket Force Order of Battle 2023*, Middlebury Institute of International Studies at Monterey, July 2023, p. 33.

おわりに

本論考においてはザガレの理論を踏まえつつ、フィアロンの交渉モデルを活用し、米中間の戦略的安定性が形成されつつある中、両国のミサイル配備競争が地域の緊張を高める状況において、我が国の地上発射型ミサイル配備が紛争等の発生を抑制する方向に作用し得ることを述べた。このことから、日本として地上発射型のミサイル分野における防衛力整備を積極的に進めていくとともに、それらと並行して米国やフィリピン等との防衛協力を推進していくことが重要となる。

ただし、日本がどこまでの中距離ミサイル戦力を保持すべきかについては、戦略三文書でも同様に謳われた統合防空ミサイル防衛能力に如何なる期待をし得るかという点にも影響をされる。現状、この対処能力に限界があることは否定できない一方、我の被害の限定のみならず、仮に最小限の能力であっても不確実性をもたらすという意味で相手の計算に働きかける⁶⁵。また、単に物理的な能力だけでなく、サイバーや電子戦能力を含めた相乗効果の発揮や日米間の同盟調整メカニズム等を通じた活動により、仮に相手の期待する分配点を効果的に低下し得るような状況においては、日本が戦域内のミサイル戦力に求める役割が低下する可能性は残されている。

また、戦域レベルにおけるミサイル戦力の考察の主体について、本論考においては通常兵器としたものの、今後は更にインド太平洋地域における核の在り方も考察の幅に含めなければならないかもしれない。2021年に延長された新 START もその機会は条約上一度きりとされ、ウクライナ戦争が長期化する中であって新 START に取って代わる核軍縮に係る枠組構築に向けた動向は不透明なままである。更には、中国は核軍縮の取組に包含されることに対してこれまで消極的な姿勢を見せてきた⁶⁶。本論考で述べたとおり、日米の様々な取組により状況改善の可能性はあるとは言え、中国が今後ミサイル能力をより一層強化し、それに対する同盟国との連携を含めた米国の対応や負担が追い付かない状況となれば、米国が戦域内において核の運用を念頭に置く可能性も否定はできない。

仮に米中間において戦略レベルのみならず、日本周辺の戦域内においても核の対立がより先鋭化するような状況においては、我が国の防衛態勢の範疇にとどまらず、日米同盟の在り方についても、また再考が求められよう。

⁶⁵ アンドリュー・クレピネヴッチ、パリー・ワッツ『帝国の参謀 アンドリュー・マーシャルと米国の軍事戦略』日経BP、2016年、293-294頁。

⁶⁶ 高橋「ポスト INF 時代の抑止戦略」311-313頁。